

## 内職ABC

一般的に内職と呼ばれる委託作業は「家内労働」とも呼ばれ、家内労働法という法律によって、次のようなルールが定められています。委託者と家内労働者とがトラブルなく、円滑に作業が行われるよう、以下の事項を遵守しましょう。

### 1 家内労働手帳を交付しましょう（家内労働法第3条）

委託者と家内労働者とのあいだの無用な紛争を防止するためには、あらかじめ委託条件を明確にしておくことが大事です。委託者は、委託のつど家内労働者に家内労働手帳を交付しましょう。

家内労働手帳その他の様式については下記を参照してください。

大阪労働局ホームページ > 各種法令・制度・手続き  
> 法令・様式集 > 様式集 > 家内労働法関係

### 2 長時間の就業時間とならないようにしましょう（家内労働法第4条）

長時間に及ぶ作業によって家内労働者が健康を害することがないように、委託者は、長時間の作業をしなければならないような委託をしないように努めなければなりません。

また、家内労働者は、そのような委託を受けないように努めなければなりません。

### 3 委託を打切るときは予告をしましょう（家内労働法第5条）

委託者は、同じ家内労働者に6か月以上継続して委託している場合に、その委託を打ち切ろうとするときは、ただちにその旨を家内労働者に予告するように努めなければなりません。

#### 4 工賃は適正に支払しましょう（家内労働法第6条）

- (1) 工賃は、原則として、通貨でその全額を支払わなければなりません。
- (2) 工賃は、原則として、家内労働者から物品を受領した日から1か月以内に支払わなければなりません。  
また、毎月一定の日を工賃締切日としている場合は、その工賃締切日までに受領した物品すべての工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません。
- (3) 家内労働者の同意がある場合にのみ、郵便為替の交付、銀行その他の金融機関に対する預金口座または貯金口座への振込により支払うことができます。

#### 5 工賃の支払は決まった場所で（家内労働法第7条）

工賃の支払いや原材料、製品などの受渡しを、家内労働者から申出のあったときや、特別の事情のあるとき以外は、家内労働者が実際に作業に従事する場所で行うように努めなければなりません。

#### 6 最低工賃が定められた委託作業では最低工賃額以上の工賃を支払しましょう（家内労働法第14条）

委託のあった作業内容によっては、最低工賃が定められています。この場合は、最低工賃額以上の金額で計算した工賃を支払う必要があります。大阪府内で適用されている最低工賃は、「男子既製洋服製造業」のみとなっています。

大阪労働局ホームページの[大阪府最低工賃一覧表](#)をご覧ください。

## 7 作業中のけがや疾病を防止するために安全衛生措置を講じましょう（家内労働法第17条）

過去に引火物による爆発死亡災害やシンナー（有機溶剤）中毒のほか、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害などが発生しています。危険な機械器具や有害な原材料（シンナーなど有機溶剤、はんだ作業で発生する粉じん（ヒューム））を使用する作業では、委託者はあらかじめ家内労働者に「危険有害の書面」を交付しておく必要があります。そして家内労働者に提供、貸与、譲渡する機械器具や原材料については、あらかじめ安全基準を満たした機械器具類を提供等する必要があります。

また、家内労働者においては、委託者から交付のあった「危険有害の書面」を作業場内の見やすい場所に掲示しておく必要があります。そして委託者から提供、貸与、譲渡のあった機械器具類については、日ごろから保守管理を十分行うなど家内労働者自身が安全衛生対策を講じておく必要があります。

家内労働法に関するお問い合わせは、  
大阪労働局労働基準部賃金課家内労働係  
大阪市中央区大手前4 - 1 - 67  
06 - 6949 - 6502  
FAX 06 - 6949 - 6034  
または最寄りの労働基準監督署へ